
十勝AI農業特区の指定・取組について (案)

2026年9月
内閣府
地方創生推進事務局



十勝 A I 農業特区の指定に関する経緯

2026年	1月20日	国家戦略特区諮問会議 - 総理から、「地域未来戦略」の枠組みの下で、産業クラスターの形成や地域活性化の重点分野を設定した規制・制度改革案の集中募集を行い、地域発の取組を、政府一体となって加速化するよう指示
	3月5日	「国家戦略特別区域等における規制・制度改革事項に係る提案 集中募集」を開始
	3月27日	十勝管内19市町村より、11項目の規制・制度改革事項に係る提案
	3月31日	集中募集一次締切
	5月28日	国家戦略特区等WGヒアリング - ロボットトラクタの公道走行の促進（ロボトラと有人トラックの隊列走行の円滑な実現）について（帯広市長出席）
	7月9日	国家戦略特区諮問会議 - 17の戦略分野における投資促進等につながる規制・制度改革の方向性を取りまとめ総理から、「A I 農業特区」の創設に向けた検討を加速するよう指示
	8月6日	国家戦略特区等WGヒアリング - 帯広市長から、十勝管内19市町村の区域指定に係る構想や取組に関する説明、質疑・意見交換
	8月31日	国家戦略特区等WGヒアリング - 十勝管内19市町村の区域指定の今後の取扱いについて

十勝が目指す姿（構想の概要）

8月6日国家戦略特区WGヒアリング
北海道資料をもとに作成

十勝が有するポテンシャルの高さ

- 国は、社会課題の解決や包摂的な成長を実現するため、**AI利活用の加速的推進**を図るとしており、また、2030年までに食料自給率を38%から45%への引き上げを目指す中、生産性向上やコスト低減に向けて**スマート農業技術の導入**などを進めることとしています。
- 大規模専業経営が多い北海道において、十勝は、開拓以降、**新しい農業技術を積極的に取り入れ**、食料自給率1,295%を誇る今日の大規模畑作酪農地域の地位を確立してきました。また、帯広畜産大学や農業試験場など**農業と食の研究機関や農業機械メーカーが集積**するほか、道央地域と道東地域をつなぐ**交通の要衝**にも位置づけられており、**AI農業の開発・実証、実装の先進地となるポテンシャルを有しています**。

「AI農業特区」を通じて、目指す姿

- この、歴史的、地理的な十勝のポテンシャルを活かし、「AI農業特区」を活用しながら、工学系研究機関やテック企業を呼び込み**AI農業研究の拠点化**を図るとともに、**AI農業技術の開発・実証、実装環境の整備**を図り、それらのスピードを加速化します。
- こうした取組を通じて、十勝は、人手不足やコスト高などの課題を解決し、将来にわたり食料供給地域としての役割を果たしつつ、AI農業を全国に普及していく**AI農業先進地を実現**します。

目指す姿の実現に向けた取組（規制の特例措置等）

研究 拠点 化

テック企業 の立地促進

AI農業を支援する「テック企業」の立地促進に向けた、優良農地の転用に係る関連法等の規制緩和や税制優遇など

研究機能 充実

「AI農業技術」の早期開発に向けた、公的研究機関の機能強化など

開発 実証 環境 整備

ロボットトラクタ

農作業の省力化・効率化に向けた**ロボトラを公道走行させるための法令等の適用** など

ドローン

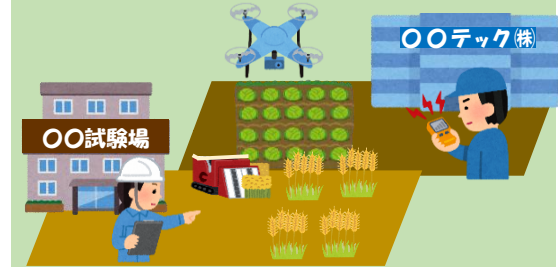
ドローンを活用した**農薬散布や鳥獣駆除、農業資材輸送**のための、夜間飛行や目視外飛行の要件緩和 など

通信

広大な農地で通信距離が離れても**データの送受信の遅れ等を発生させない**ための送信電力制限の緩和 など

目指す姿

AI農業研究の拠点化



AI農業の開発・実証、実装環境の整備



AI農業先進地の実現

規制・制度改革事項の提案内容と方針：①ロボトラの公道走行の促進

- 2026年3～4月「集中募集」において、十勝管内19市町村が提案主体となり、**計11項目にわたる規制・制度改革提案**を行い、**7月開催の諮問会議までに全ての対応方針が決定**
- 具体的には、措置済み・年度内着手の項目が7件、年度中に措置予定が3件、その他1件（2026年8月時点）

	項目	概要	対応方針等
ロボットトラクタの公道走行の促進	ロボットトラクタの公道自動走行の社会実装に向けた環境整備	現行のロボットトラクタに必要な改良を加え、一定の条件の下で公道における自動走行（ロボットトラクタと有人トラックの隊列走行）を可能とする。	2026年度より段階的に実施する実証実験と並行して、 <u>内閣府、警察庁、国交省が具体的な制度内容について早期に結論を得るよう検討し、特例措置の枠組みを明らかにする。</u> (第69回特区諮問会議了承)
	ロボットトラクタ等の事故リスク軽減のための安全性確保ガイドラインの改定	ロボットトラクタと制御しあう作業機についても安全性確保ガイドラインに規定する。	農水省は、2026年度より実施の実証実験の結果を踏まえ、「農業機械の自動走行に関する <u>安全性確保ガイドライン</u> 」をできる限り速やかに改定する。 (第69回特区諮問会議了承)
	作業機を装着・けん引するロボットトラクタの公道走行のルール化	無人ロボットトラクタが作業機を装着・けん引して公道走行する場合、有人トラクタ同様に <u>特殊車両通行許可の申請が必要となるが、現行オンライン申請フォームで手続きが可能かなどが明らかになっていないため、申請手続きを明確化する。</u>	<u>オンライン申請は可能であるがより分かりやすくするため、国交省にて、現行マニュアルの改訂と特車申請システムの改修を行う。</u>
	ロボットトラクタの公道走行実証試験を行う際の手続きの簡素化	ロボットトラクタの公道走行に係る実証試験に際し、 <u>基準緩和申請や道路使用許可申請に当たって、走行ルートを複数一括又はエリアを指定して申請できるように緩和する。</u>	<u>走行ルートを複数一括又はエリアを指定して申請することについては現行の「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」の規定に基づき実施可能。</u>

規制・制度改革事項の提案内容と方針：②通信環境の充実とドローンの使用促進

	項目	概要	対応方針等
Wi-Fi環境の充実	Wi-Fi HaLowのDuty比制限の撤廃	ロボットトラクタの遠隔監視・制御等のため、「1時間あたりの累積送信時間を360秒以内（Duty比10%）」とする制限が課されているが、 <u>850MHz帯をDuty比制限がなく、自由に使用できる周波数帯とする。</u>	総務省は、850MHz帯に広帯域小電力無線システムを、送信時間率（1時間当たりの総和制限）を設けずに導入できるよう検討を進め、 <u>2026年度の可能な限り早期に所要の措置</u> を講ずる。 (第69回特区諮問会議了承→措置済み)
	送信出力上限の引き上げ、実証期間の延長	現行の無線LANの通信出力上限である1Wのルーターでは、十勝の大規模なほ場全体までデータが届かないため、 <u>通信出力の制限を緩和</u> する。 また、Wi-Fi HaLowを使用した <u>実証期間</u> が180日間に限られているところ、 <u>通年に延長</u> する。	・技術の発達のための試験等が目的の場合には、「 <u>実験試験局制度</u> 」を活用することで利用が可能なため、総務省は免許申請があった場合は <u>速やかに対応</u> する。 ・ <u>実証期間</u> については、2026年度の事業では設定期間を <u>2年間</u> とすることが可能。
ドローンの使用促進	ドローン飛行における飛行計画通報手続及び飛行日誌記載項目の簡素化	ドローンによる農薬散布や夜間の鳥獣実態把握などを行う場合における <u>飛行計画の通報及び飛行日誌の作成</u> について、手続負担が大きく迅速な作業実施の支障となっているため、 <u>手続きを省略</u> する。	国交省は、 <u>特例措置化</u> を視野に入れながら、飛行計画の通報手続の簡素化及び飛行日誌の記載項目の簡素化について早期に検討し、 <u>2026年度中に所要の措置</u> を講ずる。 (第69回特区諮問会議了承)
	ドローン飛行における幹線道路横断に関する規制緩和	ドローンの目視外飛行による運搬は特定飛行に該当し、高速道路などの幹線道路の飛行は原則認められていないが、生乳検体、農業資材等の輸送の効率化を図るため、 <u>一定の条件下で幹線道路の飛行を認める。</u>	国交省は、安全性確保に必要な措置がとられることを前提に、 <u>幹線道路においても、交通量が少なければ横断可能</u> とすることについて早期に検討し、 <u>2026年度中に所要の措置</u> を講ずる。 (第69回特区諮問会議了承)
	農薬を使用する者が遵守すべき農薬の総使用回数の算定方法の明確化	農薬を散布する際は、ほ場単位で総使用回数をカウントしているが、ドローンによる農薬散布（スポット防除）を行う場合はほ場単位ではなく、 <u>スポット防除をした場所単位で農薬の総使用回数をカウント</u> する。	農水省は、農薬をほ場に散布した回数ではなく、ほ場内の同一の農作物に農薬を散布した回数で算定することを明確化するため、 <u>2026年夏を目途に、総使用回数を規定している農薬取締法施行規則を改正</u> するとともに、解釈通知を発出する。 (第69回特区諮問会議了承→措置済み)

規制・制度改革事項の提案内容と方針：③AI農業拠点の整備

	項目	概要	対応方針等
AI農業拠点の整備	農村産業法における土地利用調整の考え方の明確化	農村産業法で位置付けられている産業は、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する事業は望ましくないとされているが、十勝農業の形成に不可欠なAI農業技術などを開発するテック産業についても選定可能とする。	農水省は、提案主体に対し、農村産業法に定める実施計画を策定する場合における雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業の土地利用調整の考え方を明確化するため、2026年中に必要な措置を講ずる。 (第69回特区諮問会議了承→措置済み)
	公的研究拠点への人材配置及び研究の重点化	革新的な技術であるAI・先端ロボット技術を支援すべき重点産業技術として指定し、農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター芽室研究拠点をAI農業の研究拠点として位置付ける。	・経産省は、革新的な産業技術を重点産業技術として指定し、重点産業技術に関する研究及び開発を事業者と共同して行うための体制を有する研究開発機関を認定する制度を創設するための産業技術力強化法の一部を改正する法律が2026年6月に成立し、公布された。 ・農水省は、農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター芽室研究拠点をAI農業の研究拠点として位置付け、専門的知見を有する人材を配置し、AI農業関係の研究に重点的に取り組むことができる体制の構築を、2026年度中に図る。 (第69回特区諮問会議了承)

十勝 A I 農業特区の指定について

- WGヒアにおいて、十勝管内19市町村からの規制・制度改革案について議論するとともに、十勝AI農業特区の構想・意欲等について聴取
- 国家戦略特区基本方針に定める指定基準を踏まえ検討した結果、「今後の課題・期待にも留意しつつ、十勝管内19市町村を国家戦略特区として指定し、取組を進めることが適当」と考える。

全体の評価について

- 19市町村の連名により計11項目の規制・制度改革提案を行い、7月の諮問会議までに全ての対応方針の決定に至った実行力は評価できる。
- 十勝管内19市町村による共同提案、産学官による推進組織の設置、規制・制度改革提案とその対応方針の決定は、地方公共団体の高い意欲と実行力を示すものとして評価できる。
- 人口減少下での農業の生産性向上という観点から、重要性の高い提案である。特に、大区画圃場という十勝の条件は、A Iや自動化技術の実証地として適している。
- 帯広畜産大、農研機構、道総研といった、実績を積み重ねてきた研究機関の存在も心強い要素である。本特区構想は、安全保障上も多大の意義を有するであろう。
- 十勝の地域特性を背景に、ロボットトラクタ、ドローン、通信環境及び研究拠点の整備を一体的に推進する本提案には、区域内における農業生産性の向上、省人化及び食料供給基盤の強化に相当の効果が期待できる。
- 十勝における取組が農業の国際競争力を強化することにつながり、AIを活用した先進的なインフラが国全体に波及していく将来性に大変期待できる。

今後の取組が期待される点について

- 提案されている規制緩和等の措置が実現したあとの、地域全体の鳥瞰的な姿、それにいたるスケジュールを示すことが必要ではないか。
- 多数の自治体からなる事業であり、リーダーシップやガバナンスをどう取るかの検討は重要である。指定後も継続的に規制・制度改革提案を行う仕組みを協議会の中に位置付け、早期に整理することを期待する。
- 大規模畑作を前提とした知見のうち、何が規模に依存し、何が他地域に一般化可能なのかを意識した検証を実施していただきたい。
- 十勝で蓄積されたデータと知見を、地域や作物、農業経営の違いを越えて利用可能な汎用性の高い農業 A I の開発及び全国展開に、どのようにつなげていくのかを明確にすることを期待する。
- KPI（できる限り定量的な指標も含め）を設定し、進捗状況を関係者で共有しながら進めるようにしていただきたい。
- 省力化して生産性を上げると同時に、スマート農業の魅力を管内外に伝え、人員確保・養成の工夫をしていただきたい。
- 工学系研究機関・テック企業の具体的な参画主体と時間軸を明らかにしていただきたい。

十勝 A I 農業特区の区域方針案

XVII. 十勝管内19市町村

1. 対象区域

北海道帯広市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町

2. 目標

A I 農業の開発・実証フィールドに適した、地理的・歴史的な地域のポテンシャルを生かしながら、十勝管内19市町村の連携により「十勝 A I 農業特区」として、工学系研究機関やテック企業の呼び込みを始めとする A I 農業研究の拠点化や、革新的な A I 農業技術の開発・実証及び実装環境の整備を図り、A I 農業技術の開発・実証から社会実装までの一体的な取組を推進する。

革新的事業連携型の国家戦略特区の枠組みを活用し、革新的な事業に速やかに取り組むことにより、人手不足やコスト高といった課題の解決に向けて対応するとともに、将来にわたり「食料基地」としての役割を果たしつつ、A I 農業を全国に普及していく A I 農業先進地を目指す。

3. 政策課題

- (1) 規制・制度改革等を通じた農業分野における A I 利活用の促進
- (2) 研究機能の強化と実証実験の積極的展開
- (3) 開発・実証、設備導入等に対する支援
- (4) A I 農業先進地としての機運醸成・情報発信

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

< A I 農業技術の開発・実証及び実装環境の整備 >

- ・ ロボットトラクタの公道自動走行の社会実装に向けた環境整備
- ・ ドローン飛行における飛行計画通報手続等の簡素化
- ・ その他の A I 農業技術の開発・実証及び実装環境の整備に必要な事項

< A I 農業研究の拠点の形成 >

- ・ 工学系研究機関やテック企業の参入促進
- ・ 公的研究拠点の機能充実
- ・ その他の A I 農業研究の拠点形成に必要な事項

(参考) 国家戦略特区の指定の基準『国家戦略特別区域基本方針』（平成26年2月25日閣議決定）「第三 1. 国家戦略特区の指定の基準」より

ア) 区域内における経済的社会的効果

当該区域において実施されるプロジェクトにより当該区域内において大きな経済的社会的効果が生じること。

イ) 国家戦略特区を越えた波及効果

当該区域においてプロジェクトを実施することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を通じて、全国的な社会的経済的効果も含め、広く波及効果を及ぼすものであること。

ウ) プロジェクトの先進性・革新性等

当該区域において実施されるプロジェクトが、先進性・革新性を有するもの（従来なかった取組を新しく行う場合を含む。）であり、日本の経済社会の風景を変えるような取組と認められること（国内外に発信する価値のある日本の魅力や日本で培われた制度等を活かした取組を含む。）。

エ) 地方公共団体の意欲・実行力

区域内の地方公共団体が、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成のために、地域独自の取組を進め、又は進めようとしているなど課題に取り組む意欲が高く、規制・制度改革をスピード感をもって、継続的に遂行する実行力があると認められること。

オ) プロジェクトの実現可能性

区域内の地方公共団体並びに特定事業等を実施すると見込まれる者において、プロジェクトを推進する体制が構築されており、関係者間の必要な合意形成が進んでいるなど国家戦略特区におけるプロジェクトの実現可能性が高いこと。

カ) インフラや環境の整備状況

産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で、それに必要な産業、都市機能等の相当程度の集積があるなど、目的の実現に必要なインフラや環境が整っている、又は整うことが見込まれること。

キ) 区域指定の分類に応じ、それぞれ以下の事項

- a) 「比較的広域的な指定（都道府県又は一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する区域指定）」の場合には、当該区域において実施されるプロジェクトが、分野横断的な広がりを持っている等の包括性・総合性を有すること。
- b) 「革新的事業連携型指定（一定の分野において、地域以外の視点も含めた明確な条件を設定した上で、国家戦略として革新的な事業を連携して強力に推進する市町村を絞り込んで特定し、地理的な連担性にとらわれずに指定する区域指定）」の場合には、当該区域において実施されるプロジェクトが、高い価値を有し、当該区域でしか実現できないほどの革新性を有すること。

c) 略

(参考) 国家戦略特区の指定区域 (2026年8月時点)

1次指定 [平成26年5月1日] 2次指定 [平成27年8月28日] 3次指定 [平成28年1月29日]	スーパーシティ [令和4年4月15日] デジタル田園健康特区 [令和4年4月15日] 連携“絆”特区 [令和6年6月26日] 北海道 (「金融・資産運用特区」創設に伴う指定) [令和6年6月26日] 千葉県 (東京圏の追加指定) [令和7年7月2日]
--	---

